

モペットも、自賠責が必須です！



未加入・未更新で乗ると、
懲役または罰金の対象になります。

クイズ

どっちがモペット？
どっちが電動アシスト自転車？

A



ペダルを漕がずに
モーターだけで走れる

B



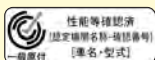
ペダルを漕いだときに、
モーターが
漕ぐ力をアシストしてくれる

車両目録とペダルアシスト自転車目録を参照

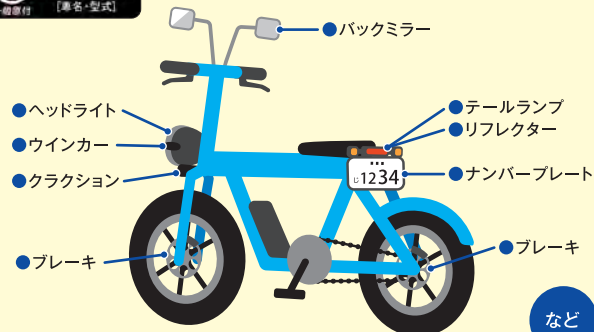
モペットは、電動アシスト自転車とよく似ていますが、自転車ではなくいわゆる「原付バイク」に分類されます。原付バイクと同様、自賠責に加入しないで行走すると、懲役や罰金の対象になります。

モペットとは？

ペダルを漕がずにモーターの動力のみで走行可能な、フル電動自転車／ペダル付き電動バイク／ペダル付き原動機付自転車です。公道を走行するには保安基準に適合していなければなりません。



このシールが貼られているモペットは
性能確認がされています。



など

交通事故の被害におけるご相談先

国土交通省では、各種団体や病院と連携して
交通事故の被害者に対してさまざまな救済対策を行っています。

交通事故被害者向けのパンフレット

自賠責保険・共済に関する情報や
交通事故にあわれた被害者や家族が必要とする
情報について分かりやすく解説した、
交通事故被害者向けのパンフレットを制作しています。



Q | 交通事故にあったときには 交通事故被害者ノート

交通事故に関する相談先の紹介、介護料の支給、短期入院費用の助成、
療護施設の運営、交通遺児などに対する育成資金の無利子貸付など

独立行政法人 自動車事故対策機構 (ナスバ)

〒130-0013 東京都墨田区錦糸3-2-1 アルカイースト19階
ナスバ交通事故被害者ホットライン

電話 0570-000-738
IP電話からは 03-6853-8002



交通遺児などに対する育成給付金、生活資金、入学支度金の支給など

公益財団法人 交通遺児等育成基金

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階

電話 0120-16-3611



自賠責の支払いに関して紛争が生じた場合など

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-4 龍名館本店ビル11階
〒541-0051 大阪府大阪市中央区備後町3-2-15 モレスコ本町ビル2階

電話 0120-159-700



交通事故の相談・示談あつ旋・電話相談など (無料)

公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
弁護士会館14階 (本部) ほか全国一円

Q | 日弁連交通事故



弁護士による無料の電話相談 (通話料無料)

電話 0120-078-325 IP電話からは 03-3581-1770

Never drive without insurance (CALI) (en/zh/ko/pt/vi)

Q | 自賠責保険・共済ポータル

ペダル付き原動機付自転車 (モペット) の
詳しい情報はこちらへ！



交通事故からあなたの未来を守る 自賠責保険・共済のご案内

誰かを
傷つけてしまう前に、
ちゃんと自賠責を。



モペット・電動キックボード・バイク・自動車は
自賠責保険・共済の加入が義務づけられています。
違反すると、懲役または罰金・免許停止の対象になります。

電動キックボード

バイク

自動車



一般社団法人 日本損害保険協会

一般社団法人 外国損害保険協会

JA共済

こくみん共済 (金共済)

全自共

トラック交通共済

一般社団法人 日本損害保険代理業協会

NASVA

国土交通省

自賠責への加入は、自動車、バイク、モペット、電動キックボード等を運行する人の義務です。

● 自賠責って？

交通事故の被害者の救済や、もしも加害者になった際の損害賠償を補填するための保険（共済）制度です。自動車やバイク、モペット（ペダル付き原動機付自転車）、電動キックボードは1台ごとに加入義務があります。

● 保険料・共済掛金一覧（令和7年4月現在）

※離島及び沖縄県以外の地域における保険料・共済掛金（単位:円）

	60ヵ月	48ヵ月	36ヵ月	24ヵ月	12ヵ月
自家用乗用自動車	—	—	23,690	17,650	11,500
軽自動車（検査対象車）	—	—	23,520	17,540	11,440
小型二輪自動車（250cc超）	—	—	10,490	8,760	7,010
軽二輪自動車（126～250cc）	14,200	12,470	10,710	8,920	7,100
原動機付自転車※1（125cc以下）	13,310	11,760	10,170	8,560	6,910
特定小型原動機付自転車※2	12,040	10,730	9,400	8,040	6,650

※1 モペット、電動キックボードを含む。

※2 主に電動キックボード。

自賠責に入らないと罰金や処罰の対象に！

1 多額の賠償金を自分で払うことになります。

支払えない場合は一時的に国が立て替えますが、後に加害者に全額請求されます。

（死亡事故における自賠責保険平均支払額：2,500万円）



2 免許停止等の処罰の対象になります。

1年以下の懲役または50万円以下の罰金の対象になります。さらに、違反点数6点が付加され、即座に免許停止処分になります。



● 交通事故の被害者数は？（令和6年 出典:警察庁交通局）

交通事故件数

290,792件

死傷者数

346,419人

！ 交通事故は、他人事ではありません！

● 自賠責の支払い限度額は？

交通事故の損害に応じて、被害者1人ごとに賠償金が支払われますが、その金額には限度額があります。加害者が支払いに応じないときなどは、被害者は自賠責に加入している損害保険会社・共済協同組合・農業協同組合に対し、賠償金を直接請求できます。

● 損害の範囲・支払限度額表

	損害の範囲	支払限度額（被害者1名あたり）
傷害による損害	治療関係費、文書料 休業損害、慰謝料	最高120万円
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	●神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき:最高4,000万円 随時介護のとき:最高3,000万円 ●後遺障害の程度により 第1級:最高3,000万円 第14級:最高75万円
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、 慰謝料	最高3,000万円
死亡に至るまでの傷害による損害	治療関係費、文書料 休業損害、慰謝料	最高120万円

● 事故被害者支援について

被害者支援については、ナスバ（自動車事故対策機構）が主体となり、交通事故により重度後遺障害者となってしまった方、及びそのご家族、ご遺族のお子様に対して、さまざまな支援を行っています。



マスコットキャラクター
ナスパちゃん



●療養施設の設置・運営による
重度後遺障害者への援護

●交通事故が原因で、介護が必要になった方への介護料の支給

●交通事故により死亡または重度の後遺障害が残った方のお子様を対象に、育成資金の無利子貸付

● ステッカーで有効期限をチェック！

！ 更新を忘れないように、確認をお願いします。

250cc以下のバイク／原付／電動キックボード等の場合



自賠責のステッカーで有効期限をチェック！
※ステッカーの色は全7色あり、年ごとに異なります。



自動車／250cc超のバイクの場合



車検のステッカーで有効期限をチェック！



＼ 貼替忘れにご注意！ ／

	自賠責ステッカー	車検ステッカー
ステッカーを貼らずに運転した場合	30万円以下の罰金	50万円以下の罰金
有効期限切れステッカーを表示した場合	20万円以下の罰金	30万円以下の罰金
根拠となる法令	自動車損害賠償保障法	道路運送車両法

● 自賠責の加入・更新は簡単です！

自動車やバイクの販売店・保険（共済）代理店をはじめ、各損害保険会社・共済協同組合・農業協同組合で簡単な手続きで加入できます！
250cc以下のバイク（原付等含む）なら、一部のコンビニ・郵便局・インターネット等でも加入・更新できます！

無保険（共済）車・無車検車を見かけたら…

Ｑ | 無保険者通報窓口

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk5_000012.html

詳しい情報は
コチラへ！

